

医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備加算について以下のとおり対応を行っております。

- ① オンライン請求を行っております。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ③ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有しております。
- ④ 電子処方箋の発行については現在整備中です。
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在整備中です。
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っております。
- ⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所およびホームページに掲載しております。